公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年４月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　岩谷瓦斯株式会社　上羽　尚登　大阪府大阪市北区西天満４－８－17　国土交通大臣許可（般特－６）第29454号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、解体工事業に関する一般・特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年４月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年４月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　フジイインファニット株式会社　万木　啓彰　滋賀県大津市本宮２－２－９　国土交通大臣許可（般－４）第2525号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年４月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年４月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社デン・プラスエッグ　富田　太洙　兵庫県西宮市北名次町11－３－101　国土交通大臣許可（特－５）第29075号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年４月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年４月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社神戸製鋼所　勝川四志彦　兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通２－２－４　国土交通大臣許可（般特－４）第2498号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年４月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年４月21日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジャストエンジニアリング株式会社　代表清算人　川副　和宏　大阪府大阪市都島区東野田町１－17－８石元ビル　国土交通大臣許可（般－７）第16271号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年４月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年４月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社平成建機　大島たみ恵　和歌山県和歌山市出島８－１　国土交通大臣許可（般特－７）第27856号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年４月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月11日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　処分をした年月日　令和８年４月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＫＣＣＳコネクトエンジニアリング株式会社　堀内　俊哉　大阪府大阪市淀川区宮原１－６－１　国土交通大臣許可（般特－７）第23936号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業、電気工事業に関する一般・特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年４月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間